

工事成績採点の考查項目

(総括監督員)

[記入方法]記入表の該当する項目の□にレマークを記入する。

考查項目	措置内容	点数	
7 法令遵守等	□ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	8. □ 該当項目なし
	□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	
	□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	
	□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	
	□ 5. 文書注意	-8点	
	□ 6. 口頭注意	-5点	
	□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-3点	
(1) 本評価項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 (2) 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 (3) 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従業員及び②を履行するために下請負契約し、その履行をするため従事する者に限定する。 (4) 総合評価落札方式により契約を行った工事で、受注者が提出した技術資料の不履行時は、5点以上の減点とする。			
【上記で評価する場合の適応事例】			
・ ① 入札前に提出した調査資料等が、虚偽であった事実が判明した。 ・ ② 発注者の承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継する行為を行った。 ・ ③ 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ ④ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ ⑤ 当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は控訴された。 ・ ⑥ 建設業法に違反する事実が判明した。 {例：一括下請け、技術者の専任違反等} ・ ⑦ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ ⑧ 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ ⑨ 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力を加え、妨害した。 ・ ⑩ 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。あるいは不當に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ ⑪ 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 ・ ⑫ 受注企業の社員に[指定暴力団]又は[指定暴力団の傘下組織(団体)]に所属する構成員、準構成員、企業幹部等、暴力団関係者のいることが判明した。 ・ ⑬ 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、現場作業員やガードマンの受け入れ、現場作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ ⑭ 安全管理の措置が不適切であったために、工事関係者に死傷者を生じさせた事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ ⑮ 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ ⑯ その他（理由：）			

(建・設)別紙2-6

考查項目		
8 総合評価技術資料履行確認	総合評価技術資料履行確認	減点評価対象
	<input type="checkbox"/> 履行	-
	<input type="checkbox"/> 不履行	減点評価対象
	<input type="checkbox"/> 対象外	-

総合評価落札方式により契約を行った工事において、受注者が提出した技術資料の履行確認を行う。不履行時は法令順守等において減点評価対象とする。